

おかげさまで
75周年

プレミアム金利付

75周年記念 定期積金

募集総額

60億円

募集期間

2024年11月1日～2025年2月28日

※募集総額に達したときは、募集期間中であってもお取扱いを終了することがあります。

特別記念金利

お預入期間1年以上3年未満

お預入期間3年以上5年以内

店頭・集金扱い

年0.175%

自動振替扱い

年0.200%

店頭・集金扱い

年0.275%

自動振替扱い

年0.300%

対象者	法人および個人、個人事業主の方
期間	・1年（12回掛込）以上5年（60回掛込）以内※1ヵ月刻みとします
預入方法	・預入方法：定額式・預入金額：1万円以上（毎月同一掛金となります）
支払方法	・満期日に掛込総額＋給付補填金をお支払いします。 なお、満期日が当組合の休業日の場合は、翌営業日からのお支払いとなります。
適用金利	・以下の契約期間および掛込形態による適用金利を預入時の利率とし満期日まで適用します。 ○1年以上3年未満：【店頭・集金扱い 年0.175%】【自動振替扱い 年0.200%】 ○3年以上5年：【店頭・集金扱い 年0.275%】【自動振替扱い 年0.300%】 ・利払頻度：満期日以後に給付契約金として支払います。
手数料	なし
掛込形態	・店頭、集金、自動振替とさせていただきます。
その他	・掛金のまとめ入金はできません。また、総合口座への組入れはできません。 ・満期日以降の利息は、解約日における普通預金利息で計算します。 ・「非課税貯蓄申告制度（マル優）」のお取扱いはできません。 ・預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。

※平成25年1月1日～令和19年12月31日までの間に支払われる給付補填金には復興特別所得税が追加課税され、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）がかかります。但し、法人の方は総合課税となります。
※満期日前に解約される場合は、解約時の普通預金利率が適用されます。

- ・窓口「商品概要説明書」をご用意しております。詳しくは窓口、または営業担当者にお問い合わせください。
- ・金融情勢の変化等により、お取扱い内容を変更、お取扱いを中止する場合がございます。



新潟県信用組合

<https://www.niigata-kenshin.co.jp/>

取扱店

担当

TEL

2024年11月1日現在

商品概要説明書(交付用)

スーパー積金「創立75周年記念定期積金」
(取扱期間 令和6年11月1日～令和7年2月28日)

R6. 11. 1現在

1. 商品名(愛称)	・乙種積金(定額式) 愛称:「創立75周年記念定期積金」
2. 販売対象	・法人および個人、個人事業主の方。
3. 期間	・1年(12回)～5年(60回)
4. 預入方法・掛込金額	・1万円以上(毎月同一掛金となります)
5. 支払方法	・満期日に掛込総額＋給付補填金をお支払いします。なお、満期日が当組合の休業日の場合は、翌営業日からの お支払いとなります。
6. 給付補填金	・定期積金の満期支払いに伴う預金利息に相当する金額を「給付補填金」という 給付補填金＝給付契約額－掛込総額 給付契約額＝掛込総額＋給付補填金
7. 適用金利	・1年以上3年未満は、店頭・集金扱い 年0.175%、自動振替扱い年0.200%とし預入時の利率を満期日まで適用します。 ・3年以上5年は、店頭・集金扱い 年0.275%、自動振替扱い年0.300%とし預入時の利率を満期日まで適用します。
8. 中途解約時の取扱い	・解約時の普通預金利率で計算します。
9. 利払頻度	・満期日以後に給付契約金として支払います。
10. 計算方法	・付利単位100円として、契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算します。
11. 手数料	—
12. 掛込形態	・店頭、集金、自動振替とさせていただきます。
13. 掛金先払い	・掛金のまとめ入金はできません。
14. 総合口座への組入れ	・総合口座への組入れはできません。
15. 苦情処理措置 ・紛争解決措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または総務部にお申し出ください。 【窓口：新潟県信用組合総務部】 025-228-4111 受付日 ：月曜日～金曜日(祝日および当組合の休業日は除く) 受付時間：午前9時～午後5時 なお、苦情対応手続きについては、別途ご案内を用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合 ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.niigata-kenshin.co.jp/ ・紛争解決措置 新潟県弁護士会 示談あつせんセンター(電話：025-222-5533)、 東京弁護士会 紛争解決センター(電話：03-3581-0031)、 第一東京弁護士会 仲裁センター(電話：03-3595-8588)、 第二東京弁護士会 仲裁センター(電話：03-3581-2249) で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合総務部、新潟県信用組合協会または しんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地お客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの 申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 ①移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停:東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議 システム等により、共同して解決に当たります。 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的な内容は 仲裁センター等にご照会ください。 【新潟県信用組合協会】 受付日 ：月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く) 受付時間：午前9時～午後5時 電 話 ：025-247-7433 住 所 ：〒950-0088 新潟市中央区万代1-1-28 (信用組合会館2階) 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日 ：月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く) 受付時間：午前9時～午後5時 電 話 ：03-3567-2456 住 所 ：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 (全国信用組合会館内)
16. その他参考 となる事項	・金利については、窓口までお問い合わせください。 ・金融環境の変化等により、お取扱い内容を変更、またはお取扱いを中止する場合があります。 ・募集総額(契約額60億円)に達した場合は、募集期間途中で取扱を終了することがあります。 ・満期日以降の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ・「非課税貯蓄申告制度(マル優)」の取扱はできません。
17. 税金	・平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる給付補填金には復興特別所得税が追加課税され るため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。但し、法人は国税のみ15.315%がかかります。
16. 預金保険制度	・預金保険の対象であり、同保険の範囲以内で保護されます。